

いじめ防止対策 巻北小学校の基本方針

1 いじめ基本方針策定の目的

いじめは、いつでも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害である。「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、巻北小学校では、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるようにすることを目指している。

いじめについては、いじめられた児童が心身の苦痛を感じているかどうかは明確ではない場合であっても、「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることのないように、いじめられた児童に寄り添った視点に立った、迅速かつ丁寧な対応を施さなければならない。そのために、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて、いじめ防止及びいじめ見逃しゼロ対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
(適用範囲)
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等にして行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることをとして行われなければならない。(児童理解)
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。(関係者連携)

3 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 保護者の責務

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- (3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (4) 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとしてしてはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止策に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

5 具体的方策

- (1) いじめを生まない学校風土づくり
全職員は、全児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解の基づき信頼関係を築くものとする。
- (2) いじめ未然防止、早期発見への取組
 - ① 年3回（6月、11月、2月）のいじめ防止アンケートを実施し、より児童の目線に立った実態把握に努める。早期の実態把握により、いじめゼロを目指し、きめ細かな対応を行う。
 - ② 日常的に児童一人一人の声に耳を傾けるだけでなく、アンケート結果を受け、学級担任は自学級全児童と教育相談（バーベナタイム）を実施する。教育相談の時間設定を最優先とし、教育相談期間中は校時表の変更を行う。
 - ③ 全職員と児童とでキッズレスキュー隊を組織し、学校生活の点検を行う。

キッズレスキュー隊の構成及び活動

構成・・・3年生以上の希望者

活動・・・朝、昼の子どもたちの様子を観察し、担当職員に報告

- ④ 年4回の「北っ子を語る会」で、全校児童の実態把握を共通に行うものとする。
- ⑤ いじめと思われる事案を把握した際には、当該学級担任は学年主任と共に迅速に生活指導主任に報告する。生活指導主任は概要を教頭に報告する。教頭は関係職員を招集し、「いじめ対応ミーティング」を開催する。
その他児童の問題行動を把握した際、当該学級担任は、学年主任、生活指導主任に報告することとする。学年主任、生活指導主任は、指導の経緯・方針等を管理職へ伝えることとする。
- ⑥ いじめを含め児童の問題行動については、「北っ子を語る会」のみならず職員終会等でも話題にし、全職員で周知・対応する。
- ⑦ 児童理解及び問題行動等の研修を、年度当初、長期休業（巻地区全職員研修会も含める）に位置付ける。
- ⑧ 道徳や特別活動により、相互理解と折り合いを付ける力による望ましい人間関係の育成に努める。

(3) 児童の「相談窓口」

いじめを受けている、もしくはいじめに気付いた児童が、相談できる教職員が必要である。いじめの相談については、学級担任に相談できない場合もある。このような場合を想定して、保健室を「相談窓口」として児童・教職員に周知する。養護教諭は、ここで相談を受けた内容を、当該学級担任、当該学年主任、生活指導主任、教頭等へ報告をするものとする。

(4) 地域、関係諸機関との連携

① 学校からの情報発信

「良いことも悪いことも保護者に伝えていく」という基本方針に基づき、定期的な「あったか♪北っ子だより」の発行と「バーベナ懇談会」等により、いじめに対する取組を地域・保護者に伝えていくこととする。

② 民生児童委員との懇談会

年1回、民生児童委員と学校職員との懇談会を実施し、各地域における子どもたちの問題行動への対策を話し合う。

(5) いじめを受けた児童及び保護者への対応

① 学級担任や他の教職員、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。

② いじめにかかわる事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。

③ いじめの解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

④ 安心して生活できる場や時間などの、学習環境、生活環境を確保する。

⑤ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了承を得て、医療機関の受診を勧める。

(6) 問題解決に向けた取組

① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応することとする。

② 校内では、教頭を中心として「いじめ対応ミーティング」を開催する。「いじめ対応ミーティング」では、情報の収集、整理と全体像の把握を行い、解決に向けた手順と方針を決定する。教頭は「いじめ対応ミーティング」の結果を校長に報告し、事案の重要度の判断を仰ぐ。重要度「高」と判断された事案については、管理職が市教委学校支援課に電話で連絡すると共に、概要、経過等を所定の記録に残す。

指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行うことを原則とする。

- ③ いじめの未然防止と早期発見対応・解決を図るために、「いじめ対策委員会」を設置する。定期的に会合をもつと共に、次のような事態に至った場合に開催する

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が学校を欠席することを余儀なくされていると認める場合

いじめ対策委員会は、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、下記の通りである。

＜いじめ対策委員会の構成＞

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生活指導主任，学年主任，養護教諭，当該学級担任（必要に応じてUDLコーディネーターが加わる）

※外部機関等

スクールカウンセラー，学校評議員，PTA代表，市教育委員会，児童相談所，巻警察，区児童福祉係，学校医

- ④ いじめの加害児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。

該当児童の保護者には、いじめに係わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童とともに認識させるとともに、解決に向けた道筋を示すことで、連携して本人の不安定要因への対処を行い、その後の児童の様子を見守る。

- ⑤ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気をもてるようにする。

＜付記＞

巻北小申し合わせ事項「いじめの未然防止について」は、本基本方針の確認事項とする。
キッズレスキュー隊活動計画～平成25年6月より

平成25年 7月29日 策定
平成26年 3月 1日一部改定
平成27年 8月30日一部改定
平成29年 8月21日一部改定